

市民相談(5月分)

祝日、休日の受付・相談はありません。  
ただし、生活不安や仕事の相談は日曜日にも実施する場合があります。

女性のための悩み相談(1人50分)

心理臨床カウンセラー・中井紀子氏  
毎月第1～第4火曜日13:00～16:00

予人権室に電話で

人権相談

▽毎週月・水・金曜日9:00～12:00

▽毎週木曜日13:00～16:00

場上記いづれも市役所5階相談室507

備当日直接

LGBT人権相談

相談員 トランスジェンダー当事者

毎月第3水曜日17:00～20:00

予人権室に電話で

場上記いづれも市役所5階相談室507

人権電話相談(1人30分)

毎月第2・4金曜日17:00～20:00

問人権室

TEL06-6992-1512

福祉の総合相談

時①平日9:00～17:30②平日10:00～16:00(表の開催日時を除く)③平日(表のとおり)

場①市役所7階守口市社会福祉協議会  
②いきいきネット相談支援センター(藤田町4-20-1)③各コミュニティセンター

備当日直接

問守口市社会福祉協議会

TEL06-6992-2715

毎月	場所	5月
第2火曜日	北部	10日
第3火曜日	錦	17日
第4火曜日	八雲東	24日
第2木曜日	南部エリア	12日
第3木曜日	東部エリア	19日
毎月	場所	6月
第1木曜日	庭窪	2日

時すべて10:00～12:00

令和4年度から保険料率の変更

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに改定されています。  
令和4年度の保険料率および保険料の計算方法は、【別表1】のとおりです。  
なお、令和4年度の後期高齢者医療保険料率決定通知書は、7月中旬ごろに郵送します。

軽減判定基準について

【1】均等割額の軽減  
世帯の所得水準に応じて保険料の均等割額(54,461円)が【別表2】のように軽減されます。

【2】会社の健康保険などの被扶養者であった人の保険料の軽減

後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった人も、保険料の負担があります。当の間、所得割額は課されず、資格取得後2年間は均等割額の5割が軽減されます。

なお、【別表2】の均等割額軽減措置の7割軽減に該当する人については、均等割額の軽減割合は7割軽減が適用されます。

国民健康保険・国民健康保険組合に加入していた人は対象ではありません。  
注 軽減対象となる人の判定は、大阪府

消費生活センターだより

点検商法に注意

【事例1】  
「近所で工事をするのであいさつ代わりに屋根を無料で点検します」と工務店の男性が訪ねてきた。屋根を調べた後に「瓦が割れてずれている」と言われ、25万円の屋根補修工事を頼むことにしたが、本当に工事が必要なのだろうか。

【事例2】

「以前の白アリ駆除のアフターサービスです」という電話があり、点検に来てもらったところ「床下の湿気で土台が腐食している」と言われた。驚いて言われるままに90万円の床下換気扇工事を契約し、2日間の工事をした。工事代金を支払ったがよく考えると高額すぎたのではないか。10年前に白アリ駆除をした会社と社名が違う。

後期高齢者医療広域連合が市区町村から提供された所得情報に基づいて行うため、申請をする必要はありません。ただし、所得情報がない場合は判定ができないため、保険課への簡易申告が必要で。

保険料額の納め方

【1】特別徴収(年金からの天引き)の人  
介護保険料の徴収対象となっている年金受給額が年額18万円以上あり、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が、徴収対象となる年金の1回当たりの受給額に対して2分の1を超えない人は、原則、年6回の年金受給日に、年金から差し引かれます。

【2】普通徴収の人

特別徴収以外の人は、口座振替や納付書で納めることとなります。  
▽口座振替による納付  
金融機関(ゆうちょ銀行を含む守口市委託契約先金融機関)の口座からの引き落とし  
▽所定の納付書による納付  
金融機関、郵便局およびコンビニでの納付  
▽スマートフォン決済アプリサービス  
納付書に印字されているバーコードを専用アプリで読み取ることで、即時に納付ができるスマホ決済。手数料は無料(対応しているアプリ:PayPay・PayPay・LINE Pay・ファミPay・auPAY)

【解説】

無料または格安で点検した後「このままでは大変なことになる」などと言って不安をあおり、高額な工事などを契約させる手口を「点検商法」といいます。特定商取引法では、訪問販売を行うときには勧誘に先立って、事業者名と販売目的の訪問であることをはっきり告げることを義務づけています。また、うその説明をしたり、断っているのにしつこく勧誘する行為は禁止されています。

大阪府消費者保護条例により、玄関などに「訪問販売お断りシール」を貼っている場合は訪問販売を断っていることになり、事業者の勧誘行為は禁止されます。「訪問販売お断りシール」をぜひ活用してください。  
訪問販売を受けたときは事業者の話をするのみにせず、その場ですぐに契約しないことが大切です。不要ならきつ

問 保険課  
TEL 06-6992-1454

【別表1】令和4年度・5年度の後期高齢者医療制度の保険料

年間の保険料 (限度額66万円)	=	均等割額 被保険者1人当たり 54,461円	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額(注1) 【総所得金額等(注2) - 基礎控除額(注3)】 ×所得割率11.12%
---------------------	---	------------------------------	---	---

(注1) 賦課のもととなる所得金額とは、総所得金額等(前年の総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額(分離課税として申告された株式の譲渡所得や配当所得・土地等の譲渡所得など)の合計額)から基礎控除額を控除した額です。(雑損失の繰越控除額は控除しません。)  
(注2) 総所得金額等=収入額-控除額(※)  
※公的年金等控除額、給与所得控除額、所得金額調整控除額、必要経費等のことをいい、医療費控除額、障害者控除額、扶養控除額等の所得控除額は含みません。  
(注3) 基礎控除額は地方税法第314条の2第2項に定める金額になります。  
(例: 前年の合計所得金額が2,400万円以下の場合、43万円)  
(注4) 年度の途中で被保険者の資格を取得したときや喪失したときは、月割りで計算した保険料になります。  
(注5) 転入などにより所得金額がわからない場合、均等割額を保険料として決定します。転入前の市区町村などへの照会により所得金額がわかれば再計算をし、翌月以降に保険料が変更となる場合があります。  
(注6) 修正申告などにより所得などに変更があった場合、さかのぼって保険料額などが変更となる場合がありますので、保険課に連絡してください。

【別表2】均等割額軽減措置判定基準

軽減割合	軽減後の均等割額(年額)	所得の判定区分(同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額)
7割	16,338円	【基礎控除額(43万円+10万円×(給与所得者等の数-1))を超えないとき
5割	27,230円	【基礎控除額(43万円)+28万5千円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)]を超えないとき
2割	43,568円	【基礎控除額(43万円)+52万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)]を超えないとき

※下線部は同一世帯内の被保険者と世帯主に給与所得者等(次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する人)が2人以上いる場合に計算します。  
(ア) 給与等の収入金額が55万円を超える人  
(イ) 65歳未満かつ公的年金等収入金額が60万円を超える人  
(ウ) 65歳以上かつ公的年金等収入金額が125万円を超える人  
※軽減の判定は、4月1日(4月2日以降に加入した場合は加入日)の世帯状況で行います。判定日の後に世帯状況に異動があった場合でも、年度途中の再判定は行いません。  
※軽減判定するときの総所得金額等には、専従者控除、譲渡所得の特別控除に係る部分の税法上の規定は適用されません。  
※当分の間、年金収入につき公的年金等控除額(65歳以上である方に係るものに限る。)の控除を受けた人については、公的年金に係る所得金額から15万円を控除した所得金額を用いて軽減判定します。  
※世帯主が被保険者でない場合でも、その世帯主の所得が軽減判定の対象所得に含まれます。

国民健康保険・後期高齢者医療  
平日夜間 休日窓口開庁

国民健康保険の加入・脱退の届け出や保険料の納付相談などで、平日の日中に来庁が難しい人は利用してください。

平日夜間 5月9日(月)・10日(火)・12日(木)・13日(金)・23日(月)・24日(火)・26日(木)・27日(金) いずれも午後5時30分～8時  
休日 5月15日(日)・29日(日) 午前9時～午後1時

注 後期高齢者医療被保険者証の即日の再交付など、一部対応できない業務があります。

場・問 保険課  
TEL 06-6992-1545  
場・問 保険収納課  
TEL 06-6992-1537、1538